

### 〈よくある不備についてのご注意〉

ご提出前に、以下の内容をご確認ください。

#### 【飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し】

- × 営業許可証の有効期間が要請期間のすべてを含んでいない
- 営業許可証の有効期間が要請期間の途中で切れている場合は、更新後の営業許可証の提出が必要です。また、「協力開始日より前」から営業許可を取得のうえ、営業している必要があります。
  
- × 営業許可証に表示された名義人と申請者が一致しない  
(代表者名等が異なる、法人・個人が一致していない等)
- 営業許可証に表示された名義人が協力金申請の対象者となります。対象者が申請してください。
  
- × 営業許可証の営業所在地と申請店舗の住所が一致していない
- 営業許可証の営業所在地は申請店舗の住所と一致している必要があります。

#### 【直近の売上台帳等の写し】

- × 「年度」「月」の記載がない
- 「年度」「月」が分かるように記載してください。

#### 【営業時間短縮（休業）及び通常の営業時間等の状況が確認できる書類】

- × 要請期間のすべての期間において、休業または営業時間短縮を行ったことが分からない
- 要請期間のすべての期間において、休業または営業時間短縮を行ったことを表す写真等をご提出ください。(休業又は営業時間を短縮している期間が分からない場合や、短縮している営業時間が分からない場合は不備となります。)
  
- × 営業時間が2部制等の場合、一部の営業時間しか分からない
- すべての営業時間を表す写真等をご提出ください。  
(例)「午前の部 11:00～14:00/午後の部 17:00～24:00」の場合、「11:00～24:00」と記載してください。

**【確認店】 確認店のステッカーを掲載していることがわかる写真**

→ 原則、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」のステッカーの写真をご提出ください。

なお、ステッカーがお手元に届いていない場合は、飲食店の基本的感染防止対策チェックリストの写しをご提出ください。

詳細は、申請要領をご確認ください。

**【前年又は前々年の確定申告書類の控え】**

→原則、申請者と確定申告書類の名義が一致している必要がありますのでご注意ください。